

有価証券の時価情報

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (単位: 百万円) <参考> (単位: 百万円)

区分	平成22年9月末					平成22年3月末				
	帳簿 価格	時価	含み 損益	うち益	うち損	帳簿 価格	時価	含み 損益	うち益	うち損
その他	5,686	5,221	▲465	91	556	6,479	5,765	▲714	98	813

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、「外国証券」です。

2. その他の有価証券で時価のあるもの (単位: 百万円) <参考> (単位: 百万円)

区分	平成22年9月末					平成22年3月末				
	取得原価 (償却原価)	時価	評価 損益	うち益	うち損	取得原価 (償却原価)	時価	評価 損益	うち益	うち損
株式	768	838	70	97	26	768	940	172	177	5
債券	13,713	14,049	335	359	23	14,836	15,081	245	296	50
国債	3,191	3,221	30	30	—	4,344	4,375	31	39	8
地方債	2,481	2,525	43	43	—	2,488	2,528	40	40	—
社債	8,040	8,302	261	285	23	8,003	8,177	173	215	42
その他	2,042	2,155	112	159	46	2,217	2,403	186	257	71
合計	16,524	17,043	518	616	97	17,821	18,425	603	731	127

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、「外国証券」「投資信託」「その他証券」です。

3. 時価のない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額 (単位: 百万円) <参考> (単位: 百万円)

項目	平成22年9月末	平成22年3月末
その他有価証券 非上場株式	25	25

単体自己資本比率(国内基準)

(単位: 百万円)

項目	平成22年9月末	平成22年3月末
自己資本の額 (A)	8,160	8,055
うち基本的項目の額 (B)	7,794	7,715
リスク・アセット等 (C)	58,625	58,979
単体自己資本比率 (A) / (C)	13.91%程度	13.65%
基本的項目比率 (B) / (C)	13.29%程度	13.08%
総所要自己資本額 ※1	2,345	2,359

※1 「総所要自己資本額」は「リスク・アセット×4%」で算出しております。

(注) 上記の平成22年9月末の自己資本比率は、自己査定について、「金融再生法ベースの債務者区分による開示(単体)」の注記に記載のとおり簡便方法によっていることなど本決算と異なる簡便な算出方法を採用しております。

うごしんの自己資本比率は、13.91%程度と国内基準の4%を大きく上回っております。

自己資本比率とは国際決済銀行(BIS)の基準に則り、リスクに応じて計算した資産(リスク・アセット)に対する「自己資本」の割合を算出する国際的な指標で、金融機関の安全性や健全性を測る目安となっています。

地域と共に、あなたと共に。
羽後信用金庫
UGO
秋田県由利本荘市大町32番地 TEL.0184-23-3000(代表)
ホームページ <http://www.ugoshinkin.jp>

Mini Disclosure

羽後信用金庫の現況

【平成22年9月末】

UGO 羽後信用金庫

ごあいさつ

皆様には平素より私ども“うごしん”をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このたび、平成22年9月末における当金庫の経営理念、概要及び業績等をより多くのお客様にご理解いただくために、ミニディスクロージャー誌を作成いたしました。ご参考にしていただければ幸いです。

当金庫は、皆様からの信頼を確かなものとするため、役職員一同、経営の健全性・透明性の確保になお一層努力する所存でございますので、今後とも暖かいご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

経営理念

1. 羽後信用金庫は、地域の金融機関として質の高いサービスを提供し、地域の人々の豊かな暮らしと事業の発展に貢献します。
1. 羽後信用金庫は、地域とともに歩み、ともに発展し、地域の経済と文化の興隆につとめます。
1. 羽後信用金庫は、堅実経営を第一義とし、常に時代を先取りする積極的な取り組みにつとめ、会員、お客様、職員の幸福を追求します。

当金庫の概要

(平成22年9月30日現在)

名称	／	羽後信用金庫
創立	／	昭和23年4月11日
出資金	／	39億5千5百万円
本店	／	〒015-8601 秋田県由利本荘市大町32番地
店舗数	／	35店舗
会員数	／	36,829名
役職員数	／	237名(男子161名・女子76名)
営業地区	／	秋田県全域

預金・貸出金の状況

	(単位:百万円)	〈参考〉	(単位:百万円)
	平成22年9月末	平成21年9月末	平成22年3月末
預金	138,171	141,397	133,695
貸出金	75,524	79,871	78,218

貸出金の内訳

	(単位:百万円)	〈参考〉	(単位:百万円)
	平成22年9月末	平成21年9月末	平成22年3月末
製造業	4,813	5,066	5,015
農業、林業	345	478	403
漁業	61	63	62
鉱業、採石業、砂利採取業	75	83	82
建設業	9,517	10,687	10,312
電気・ガス・熱供給・水道業	—	13	13
情報通信業	—	20	15
運輸業、郵便業	1,066	1,151	1,124
卸売業、小売業	6,352	6,806	6,498
金融業、保険業	2,153	1,691	1,621
不動産業	9,745	10,340	11,163
物品賃貸業	91	100	97
学術研究、専門・技術サービス業	74	87	92
宿泊業	1,445	1,571	1,511
飲食業	1,380	1,551	1,422
生活関連サービス業、娯楽業	2,224	2,345	2,162
教育、学習支援業	33	38	44
医療・福祉	2,418	2,648	2,762
その他のサービス	2,068	2,349	2,181
小計	43,869	47,095	46,588
地方公共団体	7,944	6,128	6,752
個人(住宅・消費・納税資金等)	23,711	26,647	24,877
合計	75,524	79,871	78,218

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。なお、日本標準産業分類の改定に伴い、平成21年9月末より改定後の日本標準産業分類に準じて区分しております。

損益の状況

	(単位:千円)	〈参考〉	(単位:千円)
	平成22年9月末	平成21年9月末	
業務純益	318,549	176,266	
経常利益	105,418	148,597	
当期純利益	79,710	101,787	

金融再生法ベースの債務者区分による開示(単体)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額		貸倒引当金	保全率 (b)/(a)
金融再生法上の不良債権	22年3月期	15,185	14,845	7,091	7,753	97.75
	22年9月期	15,401	15,266	7,220	8,046	99.12
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	22年3月期	8,253	8,253	2,355	5,897	100.00
	22年9月期	8,109	8,109	2,246	5,862	100.00
危険債権	22年3月期	6,482	6,142	4,429	1,712	94.75
	22年9月期	6,760	6,625	4,677	1,947	98.00
要管理債権	22年3月期	449	449	306	143	100.00
	22年9月期	532	532	295	236	100.00
正常債権	22年3月期	64,447				
	22年9月期	61,509				
合 計	22年3月期	79,633				
	22年9月期	76,910				

(注)上記の平成22年9月末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権のカテゴリにより分類しておりますが、集計方法については以下の点につき年度末に開示する計数とは異なるため、計数は連続していません。

1. 平成22年9月末の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」の金額は、同年3月末時点における債務者区分(※)残高を前提とし、同年3月末から9月末までに倒産、不渡り等の客観的な事実ならびに債務者区分の引下げ等があった債務者について、当庫の定める自己査定基準に基づき債務者区分の見直しを行い、債務者区分の変更と認められる額を反映しております。

この場合、債務者区分が下方に変更になった場合を対象とし、債務者に対する債権額を新たに加算、または「危険債権」を減額し「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」を加算しております。

また、平成22年9月末については、償却・引当見込額、回収額、および担保処分見込額の半期中の変動は勘案しておりませんが、同年3月末時点の自己査定金額のうち、半期中の増減額を勘案しております。

さらに、金融庁による検査等により期間中に債務者区分が変更となったと認識しているものについては、増減額を反映しております。

※債務者区分との関係

破産更生債権及びこれらに準ずる債権(実質破綻先、破綻先の債権)、危険債権(破綻懸念先)、要管理債権(要注意先のうち、利払いが3ヵ月以上延滞しているか、又は貸出条件を緩和している債権)

2. 平成22年9月末の「要管理債権」の金額は、同年3月末時点における残高を前提とし、同年3月末から9月末の間に正常先、要注意先の債務者に対する債権のうち、①新たに3ヵ月以上延滞となった債権、②新たに貸出条件を緩和したことを確認している債権を加算し、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」に変更になった金額を減算しております。

また、平成22年3月末時点の自己査定金額のうち、半期中の増減額を勘案しております。

さらに、金融庁による検査等により期間中に債務者区分が変更となったと認識しているものについては、増減額を反映しております。



「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」
破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

「危険債権」
債務者が経営破綻の状態に至ってはいないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

「要管理債権」
自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものをいいます。